

技術と人間

原子力と安全性論争

＝伊方原発訴訟の判決批判＝

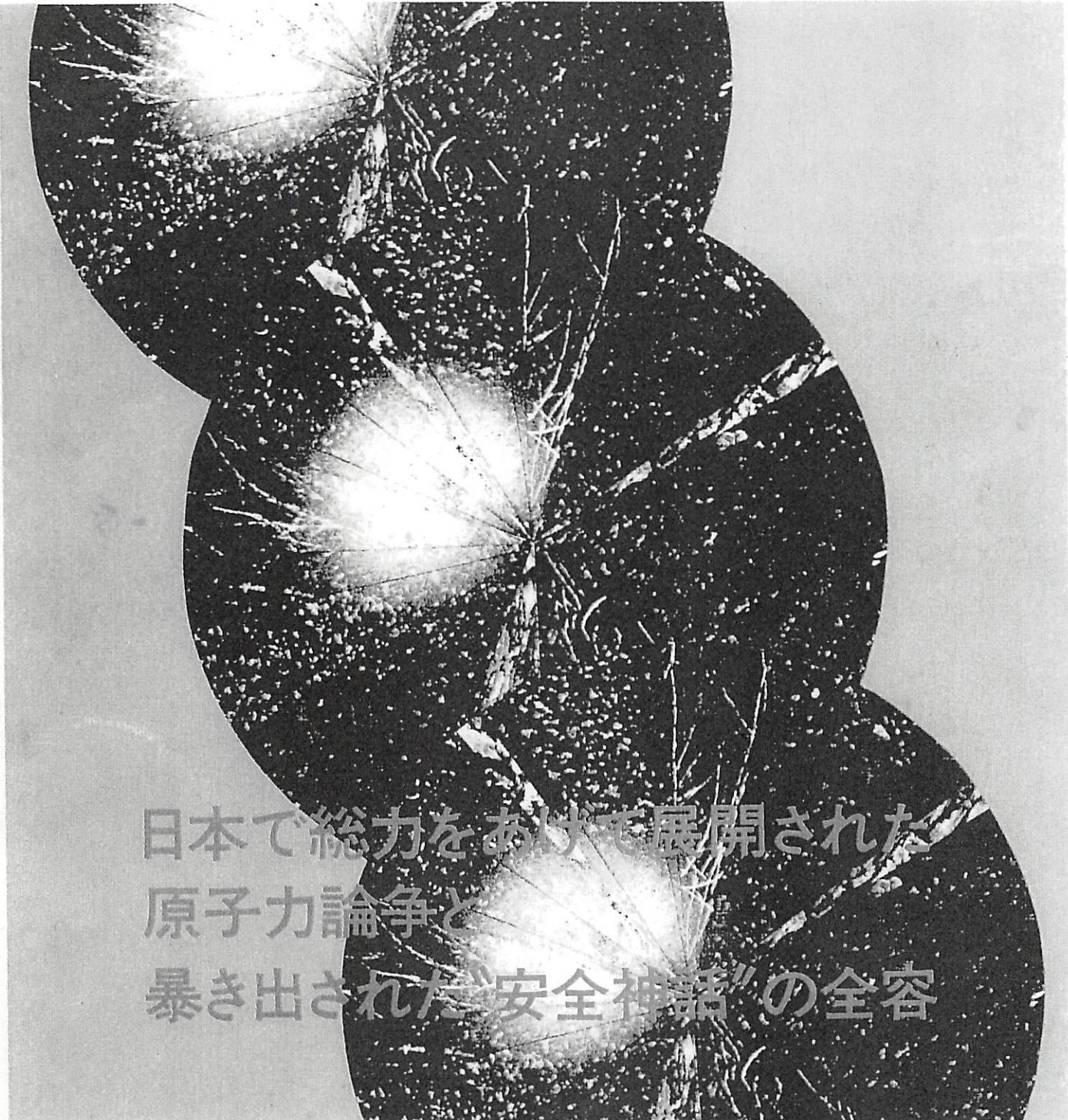
甲第 194 号証

昭和51年10月8日国鉄首都特別取扱承認雑誌 八四二号

昭和53年6月2日国鉄首都増刊号承認雑誌 六一三号

昭和49年8月13日第三種郵便物認可

昭和53年6月30日発行「技術と人間」臨時増刊号



日本で総力をあけて展開された
原子力論争と
暴き出された“安全神話”の全容

技術と人間 ● 6月 ● 臨時増刊号

伊方原発行政訴訟の意義と判決批判

久米三四郎

住民が暴き出した「安全神話」のからくり

権力こそ真理

一九七八年四月二十五日午前十時。窓外の青空と新緑の映える松山地裁大法廷では、息をひそめた約八〇名の人たちの視線が、紫色の風呂敷包みを開く柏木賢吉裁判長の手許に注がれていた。「原告らの請求を棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする」との判決主文が言い渡された瞬間、法廷内のはりつめた空気はゆれ動いたが、怒号も起こらず、再び重苦しい静けさに包まれた。

原告・弁護団席から、敗訴の第一報を裁判所の庭に待機している人たちに伝えるため、数名の人たちが飛び出して行く

中で、判決理由の骨子が早口に読みあげられて行く。四年余にわたって同じ法廷で争われてきた一つ一つの問題点に対して、まるで被告国側がその準備書面を読んでいるかのような錯覚に襲われる。朗読が進むにつれ、法廷内の空気は重苦しさから白じらしさへと変わっていく。この間約十分。裁判長が「閉廷します」と宣言して立ち上がった途端、原告の浪下さんが裁判長席にかけより、机を拳でたたいて、「全く一方的やないか」と大声で抗議する。立ち去ろうとしていた裁判長はギョツとして振り向いたが、すぐ、法衣をひるがえして、ようやく高まる法廷内の抗議の声を背に、扉の向こうに消える。続いて、三人の裁判官の中では、最も長く審理に参加し、判決のためのまとめ作業を担当した右陪席の金子裁判官

が、青ざめた顔をうつ向き加減にして退廷する。

判決の内容は、裁判資料を検討してきた大方の人たちには予想外なものであった。裁判所が国を完全に勝たすためには、「門前払い」によって原告ら住民の請求を却下するしかないだろう。もし裁判所が審理の内容に踏み込んで判断する際には、原告勝訴まで行かなくとも、国側に対してかなりの批判が盛りこまれるであろうというのが、それらの人たちに共通した予想であった。しかし判決理由は、被告国側の準備書面の引き写しであるばかりでなく、権力こそ真理なりとの裁判所の立場を貫くために、政治的配慮から国側の言い淀んでいたと思われる主張まで、臆せずを展開するという過剰サービスぶりであった。

日頃は、「陰のスポンサー」への気兼ねからか、原子力関係の報道にはますます用心深くなってきたる報道諸機関も、期待外れと白け気分とを隠そうとはしなかった。その大部分が、「柏木判決は国を全面的に支持して、原発の安全は確保できると判断したが、あまりに一方的で、原子力に対する国民の不安を解消することにはならず、安全論争と反対運動は一そう激化するであろう」との論評をかかげている。

「不景気打開の救い神」の大合唱の下に、文字通りの札束攻勢にさらされている全国各地の「戦場」からの便りには、「裁判所は、原発の危険性を認めて『門前払い』でできなかったのに、あんな無茶苦茶な判断で住民を突放したことに皆怒

っている。自分たちの主張の正しさを確認し、自分たちの力で原発を払いのける闘いを進めたい」との決意がのべられている。

これまで原子力発電のことにあまり関心を寄せていなかった人たちが、伊方という地名の呼び方さえ知らなかった多くの人たちも、ブラウン管や新聞写真にうつし出された住民の姿を通じて伊方の苦闘を知った。年老いた住民たちが、一銭の得にもならない一〇年以上の闘いを通じて訴え続けてきた必死さと、それを、あまりにもすげなくふり払った裁判所の姿勢の中に、改めて原子力発電の危険を感じとった人たちも多かったであろう。

伊方原発の設置に躍起となっていた人たちから、「近代科学を理解しない馬鹿者」とののしられ続けてきた一握りの田舎者が、多数の専門家を擁した強大な権力と金力とを相手に、法廷という正規戦の場で四年八カ月にわたって闘い続けてきた。何がその原動力であったのか、また、強大な相手をとたじろがせた要因は何か、そして得られたものは何だったのかを、その経過の中から明らかにしたい。

住民無視の原発設置

伊方町は佐田岬半島のつけ根に位置し、人口約九千のミカン栽培と漁業の町である。町は伊予灘（瀬戸内海）側と宇和

海側にまたがっており、原発は、伊方灘側にある平落と呼ばれている岬に建てられている。

四国電力の原発計画は、すでに一九六三年ごろから計画されていたが、通産省が立地候補地にあげていた徳島県南部の海南町と、愛媛県南部の津島町とで、住民の強力な反対のために、相ついで計画放棄を余儀なくさせられていた。そのため、第三の候補地として町当局が進んで誘致した伊方町では、初めから四国電力と町とが一体となった住民工作が展開された。

用地の買収に際しては、四国電力は全く表面に出ることなく、町が直接住民と折衝に当り、地主から白紙に印をつかせたものを集め、町が作った前文をつけるというやり方で、四国電力に対する「誘致陳情書」を提出させた。また、「仮契約」ということで、法律的な事情にうとい地主やその家族から、用地売買契約書の印をとるという、あくどいやり方が進められた。一方で町は、原子力講演会の名の下に、安全専門審査会長の内田秀雄東大教授をはじめ、原子力委員会関係の推進派学者を招いて、安全宣伝を一方的に行なった。そして、住民の不安に対しては、町長は「今日の科学を信じ心配はない。原発設置は町の開発に寄与する」と答えるだけで、住民が計画した講演会などに対しては、町の方針に反するとして、公民館など公共施設を会場とすることを拒否し続けた。

愛媛県も、町を支援激励し、漁業協同組合に対する監督権を悪用して、違法、不当な総会や漁業権放棄を指導することで、反対運動から漁民を脱落させるなど、原発導入の条件作りを推進した。

用地と漁業権を入手した四国電力が、内閣総理大臣あてに設置許可申請書を提出した後には、国による住民無視の政策が進められた。住民が望んだ公聴会が開かれなかったのは勿論のこと、用地や用水に関する事情を訴えた原子力委員会あての陳情書すら、事務局の科学技術庁が握りつぶしていたことも、法廷の審理で明らかになった。そして住民が、一らの望みを託していた国の安全審査も、住民らの不安や問題提起を無視したまま、安全であるとお墨付きを四国電力に与えてしまったのである。

こうした強引な設置工作の実態は、原告住民側から提出した多くの証拠と、法廷での原告らの陳述によって立証されていた。そのため、さしもの柏木判決も、カッコの中に入れているという奇妙な形をとりながらも、つぎのように認めざるを得なかった。

「原子炉の安全性については、本件訴訟記録上明らかなとおり、学界にも意見の対立があり、その結果、原子炉設置予定場所周辺住民の間でも、賛否の意見が鋭く対立することは十分予想されるところである。したがって、原子炉を設置するに当たっては、その安全性に関する資料をできる限り公開

し、公聴会を開催したうえ、憲法、地方自治法等の定めるところに従って、住民の意見を集約することが望ましい。しかし、本件原子炉の設置に当たっては、公聴会の開催等がなされなかったことについては当事者間に争いがなく、かつ、原告本人川口寛之、同井上常久、同佐伯森武、同矢野濱吉の各尋問の結果に照らすと、住民の意見を集約すべき機関が十分その機能を果たしていたかについて疑問なしとしない」と。

原発設置に対する異議申立の機会を全く封じられたままに、設置許可が四国電力に与えられた段階で、住民に残された合法的な途は、おとなしく引き下がるか、行政とは一応独立の裁判所に訴え出るかのどちらかであった。

不可侵の安全審査

伊方に先行するわが国の原発では、国の設置許可に対して住民から異議の申立が行なわれたことは全くなかった。それは、一般的に、行政の許可処分に対して異議を申し立てることとが、効果なく空しいことであるとの判断が住民側にあったということにもよるが、特別扱いされてきた原子力行政の中で、安全審査に基づく原発設置許可が、不可侵なものとして扱われてきたことも見逃せない要因であろう。

現在の原子力行政の法的基礎は、一九五五年十二月に制定された原子力基本法、および原子力委員会設置法である。前

者は、その前年秋の学術会議総会で採択され、政府に提案された「原子力基本法草案」を受けて制定されたものである。

それは、原子力行政の憲法とも呼ばれているもので、一九五四年四月に学術会議が打ち出した、自主、民主、公開の「原子力平和利用三原則」を謳ったものとされている。そして、学術会議の右「草案」の中にあるつぎの条項を受けたものとして、原子力委員会設置法が制定された。

「原子力の研究、開発、利用のための諸施策はすべて原子力の研究、開発、利用を統轄する国家機関（独立の行政委員会）の監督を受け、かかる施設への外国資本の投下を許さないこと、このような国家機関は、科学者の良心を十分に反映し得るような、民主的構成をとること」

実際に作られた原子力委員会は、行政委員会ではなく、諮問委員会に格下げされたが、その委員は国会で民主的に選ばれることによって、右「草案」の精神は生かされるとされた。事実、「科学者の良心」を代表する人物として、湯川秀樹博士が初代原子力委員の一人に任命されたのである。

原子力諸施設は、その危険性の故に、設置に際して内閣総理大臣の許可が必要となっているが、その法的根拠は、一九五七年に制定された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（略称「原子炉等規制法」）である。そしてこの法律の第二四条にある、総理大臣が設置を許可する場合には、「あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊

重しなくてはならない」という規定によって、実質的には、原子力委員会が原発の安全性を審査し、許可を与えてきた。

わが国最初の発電用原子炉として、「原子炉等規制法」の対象となったのは、日本原子力発電株式会社（略称日本原電）の現在の東海一号炉である。この原子炉は、英国で開発されたコールダーホール型原子炉で、初代原子力委員長の高正力松太郎氏によって強引に導入されたことは周知の事実である。この外国炉導入の政策は、前述の学術会議「草案」の中、次の条項に違反するとして、多くの科学者から反対を受け、湯川博士も原子力委員を病気を理由に辞任した。

「原子力の研究、開発、利用は、あくまで日本国民の自主的かつ民主的な運営のもとに行なわれ、外国への依存や外国の軍事的秘密情報の入手、利用は、いっさいこれを避けること。諸種の技術的困難は自らこれを克服し、プラント輸入等安易な方法には、いっさい頼らないこと」

強引に導入が決定されたコールダーホール炉について、「原子炉等規制法」に基づいて、日本原電から設置許可が申請されたのは一九五八年三月であった。その安全性、とくにその耐震設計に対し科学者グループから強い疑義が出されたが、一九五九年十二月に総理大臣はその建設を許可した。この間、一九五九年三月には、衆議院科学技術振興特別委員会が、「大型実用原子炉の安全性に対しては、資料の公開、公

聴会の開催などの手続を経て決定すべきである」との付帯決議がなされ、それを受けて同年七月、コールダーホール炉の公聴会が東京グランドホテルで開かれている。しかし東海村への設置が許可されてからは、それに対する住民側からの異議申立はなされなかった。

コールダーホール炉から米国製の軽水炉への大転換が本決りとなった一九六四年以降、日本原電の敦賀原発を皮切りに、相ついで軽水炉原発の建設計画が発表された。しかしそれらに対しては、コールダーホール炉の時に見られたような強力な反対運動は起こらなかった。この辺の事情に関しては、実証的な検討が待たれるが、一九六四年、いわゆる米ソの雪どけムードの中で、ジュネーブで開かれた第三回国連原子力平和利用国際会議が、大きな影響を与えたことは疑いない。そこでは、原子力発電は実用段階に達したとの国際的な宣伝が、大々的に打ち出されたのである。

一連の軽水炉原発の建設に対しては、設置許可に対する住民からの異議申立はもちろん、事前の公聴会さえ、ただの一度も開かれていない。このことは、住民側の主体的な条件の弱さにもよるが、一九六一年に、原発の安全審査を担当する原子炉安全専門委員会が法制化されたことも重要な要因である。「民主的」な原子力委員会の下に、権威ある専門家による専門審査会が組織されたことにより、厳正公平な安全審査が保証されているとの、法的釈明が可能となったのである。

資料公開や公聴会の必要性を謳った前記衆院科学技術振興特別委員会の決議も、コールドホール以後全く空洞化してしまったのもそのせいであろう。

かくして奇妙なことに、その民主性と公開性が最も必要とされた原子力行政は、その特殊性を隠れ蓑にして、住民に最も関わりのある安全問題も、住民の意志を無視して、科学技術庁の行政ベースで進められるという事態が続いたのである。全国民的な反公害運動の中で、一九六七年制定された公害基本法にも、原子力は含まれないとして除外されたことは、原子力行政の独善性を端的に示している。

伊方に先行する原発に対する反対運動では、設置許可という国のお墨付きが出てしまえば、実質的には運動は停止せざるを得なかったのである。

行政訴訟の提起を可能にしたもの

伊方の住民は、わが国の原子力行政のあり方に、はじめて公然と挑戦した。その原動力は、ほかでもなく、自らの闘いの中からつくり出されたものであった。

「仮契約」という名にだまされて印をついた地主のうち、九名の人たちは契約が無効であるとして四国電力への土地引き渡しを拒否し、そのため四国電力から契約違反として松山地裁に訴えられていた。裁判で対象となっていた土地は四万

平方メートルにも及び、敷地予定地の約六パーセントをしめていた。

一方、伊方町に隣接した保内町では、町の地下水から四国電力に、原発用淡水を供給するとの決議が町議会でなされた。しかし、すでに水不足のきざしを憂えていた保内町民は、原告の一人である矢野濱吉さんが組織した「水を守る会」に結集し、四国電力に水を渡すなどという運動を展開していた。矢野さんたちは、愛媛大学の研究者の協力を得て、井戸水中への海水の侵入が、川の流域沿いに海岸から奥に進行しているという事実を、井戸水中の塩素イオンの分析によって確かめていた。

伊方原発の建設に反対する住民諸組織の連合体である八西連絡協議会（八幡浜市および西宇和郡の頭文字をとっている）では、右にのべたような原発用地および用水をめぐる状況を詳細にしたための陳情書を、安全審査進行中に、原子力委員会に提出していた。しかし前述のように、それは科学技術庁の役人によって握りつぶされていた。そうしたことを知る由もなかった住民側は、予定敷地内の中心部分に係争中の土地があり、原子炉用の淡水も得られないような所に、よもや安全審査会が無条件に原発を認めるとは思ってもいなかった。

しかし、安全専門審査会は、伊方原発の建設は安全上問題なしとの結論を、一九七二年十一月に公表した。八西連絡協

議会は数名の代表を急遽上京させ、安全専門審査会の内田秀雄会長に抗議した。ところが住民代表らはその席上で、内田会長の口から、「敷地内に係争中の土地のあることは聞いていない。保内町からは十分淡水が取れるという四国電力の申請に基づいて問題なしとした」との、驚くべき返答を聞かされたのである。また、漁民が心配している温排水についても、水槽内での拡散実験に基づいた評価だけで、現実の生態系への影響調査など、何ひとつやられていないことも知らされた。

住民代表らは、安全審査は高名な学者による権威あるものなどといわれているが、その内容は、住民をだまし続けてきた四国電力や町の言い分をそのままのみにし、箔をつけただけではないかと、怒りの念を新たにした。この住民らの怒りが、国の安全審査のでたらめさをどこかで訴え、できることなら、すでにゴーのサインのでている原発建設をくい止めたいとの執念となり、残された手段であった行政訴訟への途をとらせたのである。

しかし、こうした住民の執念が、具体的に訴訟提起の形をとるのには、当時の原発をめぐる客観的な状況が強く作用した。全国的な反公害運動はますます高まりを見せ、開発、生産第一主義は勢いを失っていた。前述のように、原子力は他の公害と違うかのように行政や電力会社によって扱われていたが、四日市や水俣で住民に苦悩をもたらした企業や行政の

責任と同質のものを、被害が顕在化しない前に追及するという姿勢が、伊方はじめ各地の反原発運動にもあらわれはじめていた。

他方、国外では、とくに米国の市民運動を先頭に、反原発運動はすでかなりの成果を収めていた。米国カルバートクリーフ原発に対し住民が提起した訴訟で、一九七一年七月、コロンビア特別区巡回控訴院は、住民の主張を支持し、原発の許可権を持つ原子力委員会の特殊性を否定しつつ、環境保護での考慮が充分でないとして、原発の工事中止と計画変更を命令するという画期的な判決を下していた。また、「憂慮する科学者同盟」(UCS)など科学者グループの全面的な協力の下に、実用規模の原発の操業につれて漸く顕在化してきた原子力技術の重大な欠陥や、放射線の人体への影響の深刻さに対する、市民運動の批判、攻撃が強められてきていた。

強大な権力と金力に対し、素手で立ち向かう伊方の住民の姿に打たれた弁護士と研究者の中から、弁護士と支援研究者グループが、行政訴訟提起のタイムリミットに合わせて急速に作られていった。また、裁判闘争を物心両面で支えるための支援組織も、全国各地で反原発運動に参加している人たちを中心に作られていった。こうした多面的な支援体制が、政党や大きな労働組合の手によらずに可能となったのも、前述のような、国内外の反公害、反原発の運動の高まりがあったればこそである。

闘いの中で勝利の展望を

行政官庁が行なった処分取消を求める行政訴訟は、まず住民側に勝ち目が無いというのが常識である。まして、国のエネルギー政策の目玉ともいふべき原発を対象としてはなおさらのことである。もちろん伊方の住民らも、勝算を立てた上で提訴したわけではない。安全審査会との接触でつかんだ審査のでたらめさを端緒に、全面的かつ徹底的に追及して行けば、国のお墨付きのずさんさが万人の目に明らかになり、勝利の可能性も出てくるのではないかというのが、住民関係者のいつわらざる心境であった。

そのうちに反対住民も屈服するであろうとタカをくくっていた推進勢力は、提訴を思いとどまらせようとして、「裁判には大金が要るし、負けたら大変なことになる」などと、直接間接に原告らに脅しをかけた。また、ある革新政党関係からは、「このままで行政訴訟に突込めば泥沼に入るようなものだ」と、断念するよう原告らに働きかけた。しかし、こうした両面からの働きかけも、住民の執念をつき崩すことはできなかった。

行政訴訟の提訴に先立って義務づけられている、総理大臣に対する異議申立は、まさに前哨戦であった。住民側からの口頭による異議申立をしるしを認めた国は、科学技術庁で行

なわれた二回の申立の際、その自信のなさを露呈した。国にとっては、住民からの疑問など問題にもならぬということを誇示する絶好の機会であったにもかかわらず、「そちらの言い分を聞くだけ」と、貝のように口をつぐんだままであった。それでも、理づめの追及について口を開くや、たとえば、保内町からの取水問題にしても、実は審査らしい審査もやっていない実態が明らかになるだけであった。国側は、これ以上やっているとどんなボロが出るかも知れぬとばかりに、口頭による異議申立を一方的に打ち切り、異議を却下するとの決定を通知してきた。

この緒戦を通じて住民側が得た自信と優位は、つづく裁判にも引きつがれて行った。約三万字の訴状には、原発をめぐる問題点が網羅されていると推進側でも評価されていた。したがって、科学技術庁を中心とした当時の国側代理人たちも、もつともな住民からの疑問に答えねばなるまいと、頭を痛めていたことであろう。そのことは、何よりもはじめに国側として出すべきであった「門前払い」の主張、つまり、原告ら住民には、原発が不安だからということでの裁判を起こす権利はないとの主張を、つい出し忘れるという大失態を演じたことにも端的にあらわれている。

国側は、裁判が始まるまでに、四国電力から、保内町からの取水をとりやめ海水淡水化に変更したいとの申請を出させ、早々とそれを許可することによって、審査のずさんさを取り

繕うという小細工を弄した。しかし、そのことによって住民側はかえって自信を深め、提起したすべての問題にわたって法廷で国側を追及した。美浜一号炉をはじめ、先行するわが国の軽水炉原発でつぎつぎと発生した多くの事故をとりあげ、その中で露呈した蒸気発生器、燃料棒、配管や原子炉圧力容器などの欠陥を指摘して迫った。国側は、始めの頃は自信ありげに返答していたが、その言い訳が事実によって次々と否定されるに及んで、だんだんとその自信を失って行く様子が誰の目にも明らかだった。当然、それと逆に、住民側が元氣を得たことはいうまでもない。

また、国外、とくに米国の市民運動が収めた成果も住民側を力づけた。放射線被曝許容線量に対するゴフマン・タンプリン両博士の重大な批判や、それを本質的に受け入れた米科学アカデミーの「BEIR報告」は、市川定夫博士らによるムラサキツユクサの実験とともに、国側を悩ませた。また、提訴直前まで、約二年半にわたって、米国原子力委員会主催のECCS公聴会が開かれていたが、そこで市民グループが明らかにした、ECCSの有効性についての数々の疑問も、国側にとっては、まことに厄介なものであったろう。

再処理工場の運転に反対する、米、英、仏三国での住民の闘いの成果は、伊方原発があてにしていた使用済燃料のはけ口を閉し、国の見通しのいい加減さを事実を以て教えてくれた。また、西ドイツのウィール村の住民が訴訟で得た勝利も

住民側を勇気づけた。それは、原子炉圧力容器の破損に対し何らの安全設備も設けていない現在の原発の設置は認められない、との画期的な判決である。

一方、裁判のさ中に露呈した「むつ」の醜態は、わが国の原子力行政に公然と挑んできた原告ら住民の正しさを、何よりも良く証明した。また、そうした状況の中で、国が公開をしづっていた安全審査資料に対し、原告住民側の要求を入れた、松山地裁、ついで高松高裁が、文書提出命令を出し公開させたことも、住民側の立証作業に大きな助けとなった。

このように、住民側の法廷での闘いは、はじめの予想を遙かに越えて、まるで台風のように、進むにつれてエネルギーを増大しつつ、遂には、権威ある国の安全審査の屋台骨をゆさぶるまでに成長していったのである。

安全審査の予想以上のずさんさ

原告住民側は安全審査のずさんさを、その内容と手続の両面から追及した。途方も無い危険をかかえた原子力発電を、巨大なエネルギー源として利用するには、あまりにも重要な点で未知のことが多く、したがって、その安全対策の信頼性も、きわめて疑わしい。それであるのに、どうして伊方原発の設置を「安全」と判断したかということを中心に、内容面では多くの問題点にわたって追及した。

その詳細は後続の諸論文に譲るが、「安全」の根拠は実に頼りないの一語につきる。それは、米原子力メーカークの口うつつであったり、あるいは、すでに国際原子力官僚によって占拠されたといわれているICRP（国際放射線防護委員会）の威をあてにしたものであったり、あるいはまた、伊方原発の真下で、マグニチュード七程度の大地震が起こっても、原発は平気の平左といった、底抜けの楽天主義であったりしたことが判明した。

手続のずさんさについても、実に多くのことが明るみに出て、審査らしい審査はやられていなかったことを示した。安全審査を実際に担当したのは、安全専門審査会の下に組織された第八六部会であったが、その実態は、つぎのような事実が物語っている。

- ① たった一人の審査委員で審査した部会が三回も開かれた。
- ② 伊方原発にとって重要な地震について、審査の責任を負っていた木村委員は、遂に一度も部会に出席せず、法律的に許されていない代理として、山田某が出席していた。
- ③ 耐震設計の審査を一手に引き受けたと自負している大崎委員は、合計六回も部会を欠席している。
- ④ 部会に参加し討論できる調査委員として、安全専門審査会で認められる以前から、松田・垣見の両委員は部会に参加していた。
- ⑤ 部会の討議内容を記録し、討議の継続性を担保すべき議事

録を、全く残さないままで審査を進めた。

また、安全審査の最終責任を負っている安全専門審査会についても、そのずさんさを示すつぎの諸事実が明らかになった。

① 地震担当の木村委員は、審査会にも一度も出席せず、代理として山田某を出席させるという違法を犯した。

② 安定数を割っていたにもかかわらず審査会が開かれたという場合があった。

③ 保内町からの取水計画を、後にとりやめたにもかかわらず、適正であると判断した。

④ 美浜一号炉で、初めて蒸気発生器事故が発生してから、たった一三日後に開かれた部会であったにもかかわらず、そこで、事故原因を考慮した審査がなされたと判断した。

右にあげた諸事実の存在は、すべて裁判所によって認められたにもかかわらず、柏木判決は、こうした諸事実があったからといって、審査がずさんであったとは限らないとの名判断を下して、住民側の主張を退けたのである。

国側の必死のまき返し

行政訴訟もその一部である民事訴訟においては、法廷における双方の口頭弁論を通じて裁判官が得た心証が、判断の重要な要素になるとされている。伊方裁判の法廷での口頭弁論

の中心となったのは、合計二人にも及ぶ双方の証人調べであった。その過程で、いかに国側証人が「つぶれ」ていったかは、証言調書や、その一部を伝える後続の諸論文に示されている。国側もその旗色の良くないことを認めていたことは、その「意見書」に書かれた次の泣き言が端的に物語っている。

「鑑定、証言、意見等が対立している場合に、そのいずれを是とすべきかを決することはもちろん、その内容自体を理解することさえ著しく困難であり、ややもすれば真実が事の当否を決するのではなく説明の巧拙が正邪を分かつことにもなりかねず、科学よりも修辭学が、高度に専門技術的事項の科学的な結論を左右するという結果を生ずる危険さえ否定し難いのである」と。

法廷での審理の状況は、判決前の弁護団の見解を借りれば、「通常の民事事件なら、勝敗はすでに明らかであり、住民側が敗訴する筋途は見い出せない。もし国が勝つとすれば、それは『暴力判決』以外にあり得ない」ほどにまで明白であった。

追いつめられた国側は、遂に「奥の手」を使用した。それは、証人調べもあらかた終りに近づいた一九七七年四月に行なわれた裁判長の突然の交替であり、それと軌を一にして国側が持ち出した「門前払い」の請求であった。村上裁判長に代って登場した植村裁判長は、安中鉾毒公害裁判で、原告住

民側に露骨に敵対的な態度を示して勇名を知られていた。しかし、腰痛のためということで、遂に一度も法廷に姿を見せることなく、柏木裁判長と交替させられたのである。誰が裁判長席に坐るにせよ、法廷での弁論が重要な民事訴訟において、証人調べがほとんど終った結審直前に裁判長をすげ替えることが、どんな意味を持っていたかは、誰の目にも明らかであった。

国側が、本来は裁判に入る前に主張すべきものを、恥も外聞も投げすてて、結審間際に持ち出してきた「門前払い」の請求は、二つの部分から成っていた。その一つは、原告ら住民の訴えは単なる杞憂にすぎず、法律的に訴える資格はない、との原告不適格の主張である。他の一つは、原告の安全性の判断には、高度の専門技術的な知識が要求されるので、裁判にはなじまない、という主張であった。

国側のまき返しの結果的に功を奏したことは、判決理由を読めば明らかである。判決理由書の随所に見られる不連続性は、明らかに意見の異なる人によって書かれたものの継ぎ合わせであることを明瞭に示している。また判決は、裁判所が独自に判断したかのような表現をとっているが、その内容は、安全審査に基づく許可処分は行政の裁量処分であるとの国の主張を受け入れたものとなっている。

明白になった国の安全哲学

柏木判決が、おそらく被告国側も驚いたであろうほどに明瞭に打ち出した国側の安全哲学の主要な部分は、つぎの諸点に要約できる。

(1) 「原子力三原則」は、平和利用を担保する原則であり、平和利用方法である原発の設置許可手続を直接規制するものではない。

(2) 伊方原発は電力供給のために不可欠であり、そのためには少々の被害は辛抱すべきである。具体的には、放射線障害について「しきい値」の存否は不明ではあるが、急性障害が立証されていない線量の数十分の一程度の許容量は違法ではない。また、原発の安全保護施設のすべてについて、危険が全く存在しないとみられるに至った段階ではじめて原子炉の建設を認めることは望ましいが、法律的な手続を経た行政の判断が安全と認めれば、その必要はない。

(3) 原発が安全かどうかを判断するのには、法律的に明確な基準は必要ではなく、行政が組織した多数の高度の専門家の判断に委ねればよい。

(4) 安全審査や許可の手続に関して、法令に明文化されていない時は、資料を公開したり、住民の疑問に答えたり

する必要はない。

原告住民側は、実は、国が右のような安全哲学に基づいて伊方原発を許可したに違いないと、四年有余にわたって、主張もし、立証もしてきたのである。賢明な柏木裁判長は、まさにその通りであると、太鼓判を押して原告の言い分を認めたのである。ただ残念なことに、そうした安全哲学でやられたのでは、自分たちはたまったものではないとの、原告ら住民の必死の訴えを聞く耳を柏木裁判長は持ち合わせていなかったのである。

辛酸入佳境

原告ら伊方町周辺の住民は、貧しくとも長年愛し続けてきた生活圏内に、権力と金力をふりかざして乱入してきた危険な原発を追い出すべく、十余年にわたって闘い続けてきた。そして、ここ四年八カ月の間、裁判官の良心に訴えることによって、危険なものを危険と認める当然の判断が得られるかも知れぬと念じつつ、筆舌に尽くせぬ苦難を越えて闘ってきた。その努力によって、裁判以前には、伊方の闘いに何の知識も関心も持っていなかった多くの人たちにも、住民の訴えの正しさ、あるいは訴えようとしていることを理解してもらうことができた。また、高名な専門家の権威に飾られ、その不可侵性を誇っていた原子力行政の「楽園」の実態が暴き出

され、裁判所もその事実を認めざるを得ないまでに追いつめられた。しかし、裁判所に対する住民の期待は、これまで、土地裁判その他で経験してきたと同様に、再び裏切られたのである。

柏木裁判長が判決主文を読み上げた直後に、原告の一人である広野房一さんは法廷を飛び出し、裁判所の庭に待機していた人たちに「辛酸入佳境」と書かれた垂れ幕をかかげ示した。また、年老いた原告らは、氣負うこともなく、「死ぬるまで闘う」と、淡々とその心情をのべた。原告ら住民は、暴力的な柏木判決の衝撃に耐え、自らが切り開いた水路をさらに突き進む長い闘いの第一歩を、すでに踏み出している。

伊方の闘いが、国内、外の反原発運動と分ち難く結ばれていることを、伊方の人たちは一そうの実感をもって受けとめている。全国各地で闘う人たちも、伊方の苦悩と成果を、わがこととして受けとめ、連帯を一そう強めつつ、伊方の教訓を生かした各地の闘いを発展させることであろう。柏木判決は、真実を訴えた住民に一そうの苦難を強いたが、同時に、わが国の原子力行政を、果てしない泥沼に突き落とすことにも貢献したことが、やがて立証されるであろう。

判決はまさに政治的配慮

伊方判決が出てまもなく、米国下院政府活動委員会は五月一日「使用済核燃料の確実な処分方法が確立されるまで、政府はこれ以上原発の許可を行なうべきでない」との勧告案を採択した。また「原発の使用後の処分に一基当たり最高十億ドルの費用が予想されるから、今のうちに電気料金に加算すべき」とも。

ところが判決は「使用済核燃料の最終処分については、動力炉・核燃料開発事業団等の施設で再処理をすると見込みを立てているから大丈夫」とし、「再処理事業や、廃炉となった場合の原子炉の措置は本件安全審査の対象外」と断じたのである。

「トイレットなし」でも大丈夫だなんて、一体どんな生活をしているのだろうか。政治的配慮優先の裁判長は、米国下院の「勧告案採択」をどんな気持で読んだであろうか。伊方訴訟の原告団は、松山地裁ではなく、原発の先進国米国の下院へ提訴すべきだったのである。

(荻野晃也)